

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 2018 年度地域別最低賃金額改定の見通し
2. 雇用継続給付の支給限度額等の変更
3. 70 歳以上の高額療養費の上限変更

■ 社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

1. 2018 年度地域別最低賃金額改定の見通し

第 51 回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

全都道府県を A～D の 4 ランクに分け、各ランク毎の引上げ額の目安を以下のとおりとしています。

- A ランク(東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪など): 27 円
- B ランク(茨城、栃木、静岡、京都、兵庫、広島など): 26 円
- C ランク(北海道、群馬、新潟、奈良、岡山、福岡など): 25 円
- D ランク(青森、福島、鳥取、愛媛、鹿児島、沖縄など): 23 円

地域別最低賃金は毎年 10 月頃、各都道府県ごとに改定されます。

上記のとおり引き上げられた場合、東京都の最低賃金は 1 時間あたり 958 円から 985 円となります。

最低賃金を下回る賃金額で給与を支払った場合、たとえ労働者の合意があったとしても差額の支払いが生じます。

新しい最低賃金額が決定したら必ず適用となる日と賃金額を確認しましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00001.html

(望月)

2. 雇用継続給付の支給限度額等の変更

平成 30 年 8 月 1 日より、雇用保険の雇用継続給付(高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付)の支給限度額等が以下のとおりに変更になります。

一、高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付について、平成 30 年 8 月 1 日以後の支給対象月(平成 30 年 8 月分)から変更になります。

・支給限度額: 357,864 円→359,899 円

※支給対象月に支払われた給与額が上記の金額以上の場合には、高年齢雇用継続給付は支給されません。また、支給対象月に支払われた給与額と算出した高年齢雇用継続給付金の合計額が上記の限度額を超える場合には、「359,899 円－支給対象月に支払われた給与額」が給付金の支給額となります。

・最低限度額: 1,976 円→1,984 円

※支給対象月に支払われた給与額に基づいて算出した高年齢雇用継続給付金の額が上記の金額未満の場合には、高年齢雇用継続給付は支給されません。

・60 歳到達時等の賃金月額: ①469,500 円→472,200 円(上限額) ②74,100 円→74,400 円(下限額)

※60 歳到達時等の賃金月額(60 歳到達時点から直近 6 ヶ月間に支払われた給与の平均額)が上限額以上又は下限額未満の方については、上限額又は下限額が適用されます。

二、育児休業給付

育児休業給付については、「支給対象期間の初日」が平成 30 年 8 月 1 日以後の期間から変更になります。

・支給限度額: ①299,691 円→301,299 円(支給率 67%) ②223,650 円→224,850 円(支給率 50%)

※算出した育児休業給付金の金額が上記の各支給限度額以上の場合には、各支給限度額が支給されます。なお、支給率についてですが、育児休業を開始して 6 ヶ月間は休業開始時の賃金月額(原則として産前休業開始時点から直近 6 ヶ月間に支払われた給与の平均額)の 67%が支給され、6 ヶ月経過後は 50%が支給されます。

三、介護休業給付

介護休業給付については、「支給対象期間の初日」が平成 30 年 8 月 1 日以後の期間から変更になります。

・支給限度額: 329,841 円→331,650 円

※算出した介護休業給付金の金額が上記の支給限度額以上の場合には、上記の金額が支給されます。

既に受給されている方、これから受給予定の方は今一度金額等をご確認されると良いでしょう。

今回の記事に関する厚生労働省のリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000334237.pdf>

(岩瀬)

3. 70歳以上の高額療養費の上限変更

高額療養費とは、1か月ごとにかかった医療費が高額になり、一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた分が還付される制度です。

自己負担限度額は70歳未満の場合と70歳以上の場合の2つに分けられ、さらに被保険者の収入等の状況に応じて区分されています。

今回は70歳以上の中で「低所得者(住民税非課税者や、被保険者と被扶養者の必要経費等控除後の合計所得が0円の場合)を除いた一般所得者以上の方」について変更となります。

1. 外来の場合の自己負担限度額

A. 標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方

従来:57,600円→変更後:下記2のA「現役並み所得者」と同じ基準に変更

B. AとC以外の方

従来:14,000円(年間144,000円)→変更後:18,000円(年間は変わらず144,000円)

C. 低所得者

従来と変わらず8,000円

2. 外来と入院を合算、被扶養者と合算等した場合の自己負担限度額

A. 現役並み所得者

・標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方

従来:80,100円+(医療費-267,000円)×1%→変更後:252,600円+(医療費-842,000円)×1%

・標準報酬月額53万円～79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方

従来:80,100円+(医療費-267,000円)×1%→変更後:167,400円+(医療費-558,000円)×1%

・標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方

従来と変わらず80,100円+(医療費-267,000円)×1%

B. AとC以外の方:

従来と変わらず 57,600 円

C. 低所得者:

(1) 住民税非課税の場合: 従来と変わらず 24,600 円

(2) 被保険者と被扶養者の必要経費等控除後の合計所得が 0 円の場合: 従来と変わらず 15,000 円

※70 歳未満の場合は従来と変更ありません。

※高額療養費は支給申請が必要です。上記自己負担限度額を超える医療費を支払った場合はご確認ください(支給申請が不要な健康保険組合もあります)。

入院等で医療費が高額になることが事前にわかる場合は「限度額適用認定証」を発行してもらうことにより、病院での支払が上記自己負担限度額までとなります。ご利用の際はご連絡ください。

協会けんぽ(医療保険制度改正ページ)

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g3/cat320/sb3190/sbb3193/300725>

(佐藤)

9 月 12 日(水)労政時報セミナー

「65 歳超雇用を展望した定年再雇用制度の再構築」

https://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item_no=7044

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

[東京都渋谷区渋谷 3-15-4](#) 渋谷 Monostep ビル 5 階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
